

医療等分野における識別子の仕組み に関する考え方について

平成30年5月24日

医療等分野における識別子の仕組みに関する主なご意見と考え方①

項目	考え方
見える番号のなりすましや盗み見のリスクについて	<見える番号の盗み見等への対応について> ○医療保険の被保険者番号は、被保険者証の券面やカルテに氏名等の情報と一体的に記載されており、盗み見など情報通信技術を用いない方法で、個人を識別できる形で不正取得される可能性がある。 ○被保険者番号そのものは医療情報ではないが、被保険者証は本人確認書類等として幅広く用いられていることに留意の上、被保険者番号によって識別される個人の医療情報を適切に取り扱うための措置を講ずる必要がある。 <医療情報の不正取得への対応について> ○悪意ある者が管理された個人の医療情報を不正に取得するためには、以下のような手段が考えられる。 ①他人になりすまして医療情報の管理主体に情報開示請求を行い、医療情報を取得する。 ②他人の被保険者証を用いて他人になりすまして受診し、保健医療関係者を介して、医療情報連携ネットワークから閲覧可能な医療情報を取得する。 ③医療情報が管理されているシステムや場所に不正に侵入し、医療情報を取得する。 ○これらの手段による医療情報の不正取得は、医療等分野における識別子として見えない番号を用いることのみで防げるものではなく、情報開示請求時や受診時の本人確認の在り方や医療情報システムのセキュリティ確保の在り方を検討し、適切な組織的、物理的、技術的、人的安全対策を講ずることにより対応する必要がある。 ○なお、医療機関等は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき、医療情報システムについて適切なセキュリティ対策を講ずることが求められている。 ○具体的には、技術的安全対策として情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと等が求められているが、保険医療機関に保存義務のある診療録の記載事項として、被保険者番号、受診者の氏名、生年月日、性別等の個人を識別できる情報と主要症状等の医療情報が定められており（※）、仮に悪意のある者によって医療情報システムに侵入された場合には、医療情報の管理に用いる識別子が見える番号であるか見えない番号であるかにかかわらず、電子的に保存された医療情報が個人が識別できる形で不正に取得されるリスクがある。 （※）診療録の記載事項に係る法令上の規定 ・保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号） （診療録の記載） 第二十二條 保険医は、患者の診療を行つた場合には、遅滞なく、様式第一号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。 （注）様式第一号の記載事項として、受診者の氏名、生年月日、性別、住所、職業、被保険者番号、傷病名、主要症状、処方等が定められている。 ・医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号） 第二十三條 診療録の記載事項は、左の通りである。 - 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢 - 二 病名及び主要症状 - 三 治療方法（処方及び処置） - 四 診療の年月日

医療等分野における識別子の仕組みに関する主なご意見と考え方②

長年同じ保険者で被保険者番号が変わらない場合のリスクについて	○運用上、被保険者証の記号・番号が本人が意図しない形で漏えいして不正利用の恐れがあると認められる場合は、当該記号・番号の変更が行われている。 ○医療等分野における識別子の仕組みの適切な運用を図るため、医療等分野における識別子に係るガイドライン等の整備を検討する中で、被保険者番号の取扱い等を盛り込むことも検討してはどうか。
識別子（個人情報）の利用の法制上の正当性について	○被保険者番号は個人情報保護法において個人識別符号とされているため、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置として、被保険者番号管理機関による被保険者番号の履歴の提供先を法令上制限する等の措置を検討する。 ○医療等分野における識別子として新たに I D を発行する場合でも、医療等 I D の利用目的を限定する、医療等 I D 発行機関による医療等 I D の発行先を法令上制限する等の個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を検討する必要がある。
新たに I D を発行する仕組みと、被保険者番号を活用した仕組みのメリット、デメリットの比較について	○資料 1 参照
異なる地域医療連携ネットワーク間の保健医療情報の共有における被保険者番号を用いた医療情報の所在地情報の把握の具体的な仕組みについて	○全国保健医療情報ネットワークの整備にあわせて、被保険者番号と当該被保険者番号で識別される個人の医療情報の所在情報を紐づけて管理する広域 MPI（Master Patient Index）の機能を整備することを検討している。 ○全国保健医療情報ネットワークに接続する各地域医療連携ネットワークの運営主体が、当該地域医療連携ネットワークの利用を同意した者の被保険者番号と各地域医療連携ネットワーク独自の識別子をあらかじめ全国保健医療情報ネットワークの運営主体に登録することにより、広域 MPI の機能で被保険者番号と当該被保険者番号で識別される個人の医療情報の所在情報を紐づけて管理することが可能となる。

医療等分野における識別子の仕組みに関する主なご意見と考え方③

保健医療情報の連結・管理 (データベース)において被 保険者番号を用いることによ りデータベース間で安易な突 合が可能になることについて	○各データベースが管理する医療情報の第三者提供は、各データベースの運営主体が医療情報の収集を行う根拠となる個別法や、個人情報保護法等による規制の対象となると考えられ、データベースごとに法制上の措置の要否を検討する必要がある。
生活保護受給者への対応、介 護分野での識別子の活用、 PHR (Personal Health Record) での活用について	○生活保護受給者も対象とすることが可能な仕組みについて検討していく。 ○介護分野においては、介護総合データベースのデータの連結に個人単位化された被保険者番号を活用することも想定して、今後検討を行うこととしている。医療介護の情報連携の推進に向けて、医療等分野における識別子の活用方策等を含めて、検討を進める。 ○PHRについては、マイナポータル等での特定健診データ・医療費・薬剤情報などの提供閲覧の仕組みの整備を目指す。
マイナンバーは社会保障の現 金給付には用いるが現物給付 には用いないこととされたこ ととの整理について	○被保険者番号は、現状において医療保険制度における資格や給付の状況、診療や処方の内容と紐付けられており、被保険者番号を医療等分野における識別子として用いることによってこうした現状が変わるものではない。 ○なお、被保険者番号を用いる仕組みは、マイナンバー制度のインフラを活用して同一人の被保険者番号の履歴の管理を行うが、マイナンバーや特定個人情報を医療情報の管理に用いるものではない。

医療等分野における識別子の仕組みに関する主なご意見と考え方④

医療等分野における識別子の仕組みの運営主体及び仕組みそのものに関する法整備の必要性について	○医療等分野における識別子の仕組みの運営主体は、その運営を行うことについて合理性がある主体とする必要があるとともに、厚生労働大臣の指導、監督の対象となることが望ましいと考えるが、具体的な運営主体については今後要検討。 ○被保険者番号の履歴の管理及び提供については、運営主体がこれらの業務を行うことについて法的な根拠を整備するとともに、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置として、当該運営主体による被保険者番号の履歴の提供先を法令上制限する等の措置を検討する。
被保険者番号の第三者提供に係る本人同意の要否及びその具体的な方法について	○被保険者番号は、個人情報保護法の個人識別符号に該当するため、被保険者番号の第三者提供を行う場合は、個人情報保護法の規定により、原則として本人の事前同意が必要である。 ○ただし、被保険者番号管理機関が法律に基づく業務として被保険者番号の第三者提供を行う場合の本人同意の在り方については、当該業務について定める法律によることとなると考えられる。 ○いずれにしても、被保険者番号の第三者提供に係る本人同意の在り方について、今後検討する必要がある。
本人による被保険者番号の第三者提供の履歴の把握について	○①被保険者番号の第三者提供を行う主体が本人の同意の内容や本人の同意が有効に存在することを確認するための仕組み、②本人が事後的に同意を撤回した場合に被保険者番号の提供が停止される仕組み、③本人が被保険者番号の履歴の提供の記録を確認するための仕組みなどの導入を検討する。

医療等分野における識別子の仕組みに関する主なご意見と考え方⑤

医療等分野の識別子の仕組みについて、医療情報の保護の観点からの法的措置の要否について	○個人情報保護法において、病歴等を含む個人情報は「要配慮個人情報」と定義されており、医療情報は基本的に「要配慮個人情報」に該当することから、その取得や第三者提供については原則として本人同意が必要となる。そのため、個人情報保護法は医療情報も含めた個人情報の適切な取扱いを確保するものであり、医療情報については、個人情報保護法に基づき、適切に運営することにより必要な保護が図られることとなる。 ○医療等分野における識別子は、情報通信技術を用いた医療情報の共有や個人ごとの医療情報の連結を正確かつ効率的に実現することを目的とした識別子であり、それ自体は医療情報ではないが、医療情報と結び付くことにより、医療情報に係る本人の識別が容易になることから、医療等分野の識別子についても適切な取扱いを確保する必要がある。 ○仮に、医療等分野における識別子として被保険者番号を活用する場合、被保険者番号そのものも個人識別符号として個人情報保護法に基づき適切に取り扱うこととなることに加え、更なる個人情報の適切な取扱いを確保する観点から、被保険者番号の履歴については、被保険者番号管理主体による履歴の提供先を法令上制限すること等を検討する必要がある。 ○また、医療等分野における識別子の具体的な運用について、ガイドラインを示す等の措置を講ずることにより、適切な運用を確保し、医療情報の保護を図る必要がある。
---	---